

第 9 回

新地方分権構想検討委員会

【議事録】

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

神野委員長

定刻の時間も過ぎておりますので、ただいま第9回目になりますけれども、新地方分権構想検討委員会を開催したいと思います。

本日は、ご多用中のところをご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

本日、池田委員、井上委員、小幡委員、木村委員、小西委員、榊原委員、宮脇委員におかれまして、所用につきましてご欠席とのご連絡がございました。

資料の確認でございますけれども、資料1から資料3まででございます。ご確認をいただければと存じます。

それでは、本日は前回の9月12日火曜日の第8回目の委員会に引き続きまして、フリーディスカッションをしていきたいというふうに考えております。

事務局の方で、前回お出していただいた議論、ご意見をまとめさせていただきました。仮にということでもくりをしておりますけれども、これはあくまでも仮にでございます、このくり方を含めてご意見をちょうだいしても構いませんが、全くの仮だというふうにお考えいただければと思います。

今日は、主としてこのペーパーをもとにしながら、抜けている論点や、あるいは既に出されている意見に対しての、賛否含めてでございますが、補完するご意見などをいただいきたいというふうに考えております。

それでは、事務局の方から御説明をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局

それでは、資料1をごらんください。

中間報告以降の委員の意見及び提出資料をもとに論点を荒整理したペーパーというふうに書いてございまして、今、委員長の方からおっしゃっていただきましたように、あくまでもこれまでの皆様方のご発言と資料を事務局において整理したものでございます。ですので、1、2、3というふうに見出しをつけておりまして、かつ2番も(1)から(7)まで小見出しをつけておりますが、これもあくまでも事務局で頭の整理ということで分類をただけでございますので、最終報告書の目次ですとか、あるいは柱立てとなるものではございません。また、整理の仕方も不十分でござい

ます。まさに今後の議論の参考ということで作成したものだけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、読ませていただきます。

まず、1番で、「第二期改革を行う目的は何か」について明確にする必要があるのではないかと。

さまざまところで、地方分権一括法という言葉が使われているが、地方としての分権改革の目的・定義をきっちりすることが、最終報告では必要ではないか。

「市場原理の地方行政への導入」「民間主導の地方再生」「都市と地方の格差の是正」「地域経済の活性化」「国による地方財源保障の縮小」「国・地方を通じた財政再建」などが改革の目的として言われることがある。

しかし、これらのことは、二期改革の「主たる」目的ではなく、「主たる」目的は「国は国際的な協調・競争に専念するなど、国の役割を一層重点化あるいは限定することによって国の形を変え、これにより、地方が福祉・教育など、地域に密着した行政について、その役割を増し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会をつくること」なのではないか。このことを国民に訴える必要があるのではないか。

ビジョン懇談会は、市場原理・競争ということだが、「地方共有税」の趣旨で明らかのように、地方は連帯するということではないか。

2番は、「二期改革で何を行う（改革する）のか。また、それはなぜか」について明確にする必要があるのではないか。

まず、総論といたしまして、二期改革では、「税財政関連」「事務権限の移譲」「義務づけ・関与の解消」を中心にすべきであり、それ以上手広くやらない方がいいのではないか。

一括法に向けては、実現可能性が高く、地方にとって望ましいことを絞って、国に提案していくべきではないか。

中間報告書で「地方行財政会議」「地方共有税」などを打ち出しており、そこには「地方の（自立・自律に向けた）覚悟」を込めているはず。この「覚悟」を、地方としてはっきりと示さないといけないのではないか。

経営体としての自治体のあり方が問われているのではないか。

地域経済の自立を視野に入れた分権議論が必要になるのではないか。

次に、国と地方の役割分担では、最終報告に向けた国と地方の役割分担、

二重行政の解消に絞って議論をすべきではないか。

国の役割を限定することをはっきりさせるべきではないか。

自治法1条の2を超えるものを打ち出すべきか否かを議論する必要があるのではないか。

国の関与を少なくすべきとは言えるが、内政問題をすべて地方にとまでは言えないのではないか。国と地方の役割を明確に切り分けることは難しいし、国民がそれを望んでいるかも疑問。

「融合型分権」を目指すべきではないか。

自治法で国と地方の役割分担は明確に書かれている。それにもかかわらず、現実の各省庁の法律・施策が、この自治法の規定にのっとっていないということではないか。自治法の原理・理念にあわせて、ゆがんだ現実を直すという議論が必要なのではないか。

国と地方の役割分担について、これまでの分権改革を踏まえ、現在の言葉で表現し直すことが必要ではないか。

税源移譲を行うために、国と地方の財政負担のあり方を変える必要があり、そのために、役割分担を議論するというのではないか。

都道府県と市町村の役割分担を議論する必要があるのではないか。

地方による公共事業推進のための「協議会等組織」をすべて解消すべきではないか。

国と地方の役割分担について、逃げずに議論すべき。河川・道路など公共事業関係についても議論すべきでないか。（複数都道府県にまたがる河川は都道府県の広域連合を担うべきではないか）

次に、国と地方の二重行政ですが、「二重行政」とは何のことを言っているのかを明確にする必要あるのではないか。

「二重行政」とは、「国と都道府県による市町村への補助金の交付判断などの二重判断」、「国と都道府県で許認可等において二重に関与していること」、「国と地方が同様の事務事業を行っていること」に区分されるのではないか。

国の義務づけ・関与では、地方税財源の充実・強化と、国の義務づけ、枠づけの緩和に絞って議論を進めてはどうか。

自治事務について原則条例で規定することと、国の関与を薄くすることについては、前回の分権改革で残された課題を解決するツールとなるのではないか。

法律、政省令、補助金要綱というところを、法律はあり方を大きく定めたら、あとは地方に任せる、自治立方権の拡大ということではないか。

国による関与・国と地方の二重行政は、どんどんふえているのではないか。地方はあきらめと不安をもって見ているのではないか。

住民自治では、分権改革の視点としては、国と地方の政府間の関係の改革とともに、自治体の自己決定権の行使において、住民との関係でどう改革を進めるかの議論が必要なのではないか。

NPO・住民などに市場原理でない公共的領域に参画してもらう視点で住民自治のあり方を見直し、なぜ、中央集権制度を見直していかなければならないかを訴えるべきでないか。

今後、「自治体のスリム化と行政の担う課題の絞り込み、民への開放」「NPOなどさまざまなコミュニティの自立への支援」「地域の情報の徹底公開」「行政と民の知の協働と競争の舞台設定」「意識改革」が必要なのではないか。

NPOが経営できる、自立できる仕組みづくり、行政から人材供給等ができないか。

公の分野でNPOの担えない行政の担うべき分野は何なのかということを確認にする必要があるのではないか。

公の担い手としてNPOか行政か、いずれかを住民が選択するか選べるようなシステムをつくる必要があるのではないか。

国と別に地方として各自治体がNPOを支援できる税控除等の仕組みを進める必要があるのではないか。

次に、道州制では、問題の本質は、明治以来、近代工業社会の実現を目指してつくられた日本のシステム。国は頭脳、地方は手足という発想をやめる必要があるのではないか。

道州制度により道州単位での財政等の相互調整と情報発信を行うべきではないか。

国民統合を崩してまで道州制を導入すべきとは国民は思っていないのではないか。

東京問題を何とかしないと道州制はできない。各都道府県の違いは大きく都道府県の充実強化を進めてから道州制でも遅くではないのではないか。

地域で道州制の盛り上げりがあるか疑問。地域から声がないと、道州制は難しいのではないか。道州制には、プラス・マイナスがあるのではない

か。

道州制の定義は各人まちまち。道州制という言葉は使わず、我々の目指す道州制の意味を実現することが大切なのではないか。

次に、情報通信社会として、日本は東京集中の対面情報社会のため、アジアの田舎になっているのではないか。

首都機能移転とあわせ情報通信社会を確立すべきではないか。

頭脳機能の地域分散を考える必要がある。情報機能の分散するようなインフラが必要なのではないか。

東京への情報集中が言われるが、地方で暮らしていても、国際的な情報も入るのではないか。

情報通信社会で集中是正とのことだが、情報通信社会になっても、対面情報は大切ではないか。

大都市に人口・機能が集中しすぎている。官のシステムを見直すことだけで、集中の是正が可能か疑問ではないか。

3番で、「第二期地方分権改革に向けて、地方六団体は、どのように活動すべきか」について明確にする必要があるのではないか。

今、地方が主張している分権の理論は国民から浮かび上がっているのではないか。国民の理解では「地方は自立を求めている」ということではないか。

住民自治と分権改革の議論が結びついていないのではないか。

パブリックの担い手をどうすべきか、という議論が分権改革議論の中で出てくれば、変わってくるのではないか。

国民の運動や世論を喚起できる新たな形での分権の必要性を呼びかける必要があるのではないか。

なぜ六団体の提言が国民に取り上げられない（支持されない）のかを考えるべきではないか。

国民の求める政策を、六団体が国に先駆けて示していくべきではないか。

六団体は総務省に頼らずに自立する必要があるのではないか。

六団体は政府に任せるのではなく、政治に訴えかけるべきではないか。

国民・国会議員がなるほどと思えるような議論をしていかないといけないのではないか。

自治体内での職員による分権への反対の動きの対応として、首長による明確なガバナンスと人事権の行使が必要ではないか。

昨今の自治体の不祥事は分権の勢いを削いだのではないか。したがって、自治体のガバナンスや自己総括、自律の必要性を説明すべきではないか。

国はどんどん法律も補助金もつくっている。国が施策を実現する仕組みに歯どめがかかる必要があるのではないか。

国が少子化対策を進めるのは、地方では一部の自治体しかきちんと少子化対策を行っていないからではないか。こうした地方分権に逆行した動きがどんどん進んでいるのではないか。

したがって、国民から理解を得られる自治体・六団体にしないと、地方分権は進まないのではないか。

知事会は全都道府県の共同設置条例に基づくものにすべきではないか。

知事会は各施策についての制度設計をきちんと行うべきでないか。

六団体は国による関与・義務づけ等による行政執行上の不都合をきちんと住民に示すべきではないか。

自治体間では、競争は必要だが、格差拡大は望ましくなく、「連帯」することが必要だが、六団体はきちっと「連帯」するために財政調整制度などについての議論をしていないのではないか。

以上でございます。

次に、資料2をごらんください。

「地方分権改革推進法（仮称）」の早期制定についてということで、9月15日、六団体名で総務大臣に提出を既にいたしたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、骨子案という形になっておりまして、目的のところでは、まずこれまでの分権改革の成果を踏まえつつ、3行目で「地方の参画のもとに」と書いてございます。

次に、3番の地方分権改革の推進に関する施策及び基本方針の中で、（2）に地方共有税のことを書いてございまして、（3）でも地方行財政会議について触れてございます。

4番で、政府が計画をつくる際に、3行目、地方と事前に協議を行った上、計画を作成するというふうに書いてございます。

次に2ページ目で、5番で、推進委員会を置くというふうに書いてございます。その中の（5）で、六団体の共同推薦した者を含むというふうに書いているところが、前回の7年推進法との違いでございます。

最後に、資料3でございますが、前回の委員会の前の拡大小委員会で議論をされた際に、NPO等への寄附金の税制上の扱いについて少し整理を

しておいてくれということをごさいますて、おめくりいただきまして、政府税調の中に、非営利法人課税ワーキンググループというのがございまして。この中での政府の提出した資料をごさいますて、左側が所得税、右側が個人住民税をごさいますて、左側と比べて個人住民税の方が充実していないと申しますか、対象が狭くなっておりまして、都道府県、市区町村に対する寄附金、住所地の都道府県、共同募金会、または住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたものに限定をされておりまして、さらに一番下の段をごさいますて、国税の場合には1万円超ですが、住民税の場合には10万円超しか対象になっていないということをごさいますて、これ以外のものにつきましては、地方税法で自治体が条例で定めることについても認めていないというような形になってございませう。

これに対しまして、おめくりいただきまして、このワーキンググループから平成17年6月に、「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」という報告書が出ておりまして、読ませていただきますが、地方税である個人住民税については、「地域社会の会費」であり広く負担を分任するという性格などを踏まえ、平成元年度までは寄附金控除の仕組みは設けられていなかった。平成2年度に住所地の都道府県共同募金会を対象に初めて寄附金控除の仕組みが設けられた。その後、平成4年度に住所地の日本赤十字社支部が、平成6年度にはすべての都道府県、市区町村が寄附金控除の対象となった。しかし、税の性格に基づき対象団体、適用下限額、控除限度額について所得税と比べて大きく異なる制度となっている。

近年、寄附を促進する必要性が指摘されている。非営利法人等の中には、地方公共団体の施策と関連が深く、また、地域に密着した活動を行うものが多くなってきている。

国が一律に個人住民税の寄附金控除の対象を定めることについては、地方分権の観点からも慎重であるべきであろう。しかし、こうした地域に密着した非営利法人等については、歳出等による支援の手法のほか、地方税においても寄附金控除が可能となるよう見直していくべきである。また、現行10万円の適用下限額についても、大幅に引き下げることが望ましい。

地方税である個人住民税の性格に合った寄附金控除の仕組みは、「民間が担う公共」の領域の役割が重要となっていることも踏まえながら、基本

的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきである。その際、控除を行う地方公共団体と寄附金による当該地域の受益との対応関係や、地方公共団体の自主性、市町村納税者の事務負担などについても留意する必要があるということでございます。

以上です。

神野委員長

ありがとうございました。

それでは、最初にお話をいたしましたように、資料1に基づいてご意見いただければと思います。

資料1を見ていただきますと、最初の1ページの1のところでは、次のステップの分権改革の目的にかかわるようなことについていただいたご意見をまとめてございます。「Why」、どうしてというようなところですね。

それから、2のところでは、何をという内容になっていて、総論、役割分担、二重行政、それから義務づけ・関与、住民自治、道州制、それから情報通信社会というような項目立てになっておりますが、これも確定的なものや何か、全く意図のあるものでございませぬので、とりあえずこういうまとめ方をしてみたということだけでございます。

3番目の方は、分権改革をどうやって、「How to」にかかわるようなご意見をいただいたというところでございますので、今日は、これをちょっとごらんいただいて抜けている論点、つまり全く新しい論点をお出しいただければというふうに思いますし、もちろん既に出ている意見についての補足や、あるいは反論のようなものをいただいても構いません。内容的には、2のところに入っている、つまり内容のところに入っている、1のところに分類した方がいいのではないかというようなこともあるかもしれませんが、そうしたご意見も含めて、自由にお出しいただければと思いますので、よろしく願います。

それでは、いかがでございましょう。どなたからでも結構でございます。

もしよろしければ、前回ご欠席をなさった委員から、北川委員、むしろ逆に前回の意見を踏まえてないとしにくいのでということもあるかもしれませんが、何か。

北川委員

どうもすみません。欠席続きで申しわけなかったんですが、それ以後と

ということで、ちょっと方向違い、私、全体わからないんですが、実は破綻法制等々の問題で、格付けで、突然大臣の方から、既に総務省が進めているとおりということで、突然地方債の発行の自由化といいますか、そういうことが出てきて、こんがらがっちゃって、それぞれの大阪と埼玉なんかでは違ってきたと。こんな現実があるということですね。

そうすると、ここでの積み上げていく議論と、一方で、いわゆる地方債の発行なんかで一気にぼんと本当に来るのかどうか、私なんかはちょっと現場を離れていますから、詳細はわかりませんが、本当にですね、失礼ですけれども、これでやめられていくということになったときに、私なんかは、国全体の総意であったのかどうかという議論が残っていると思うんですね。そのあたり、整理をする必要があるだろうし、現実、私は地方債の自由化というのはどちらかという賛成だしあれですけれども、職掌するとか、時期をもうちょっと見るべきだとかいろいろな議論があった中で、丁寧に進めていかないといけないかなというようなことを今日は感じて、こんなことの発言でいいのかどうか、ちょっと私はわかりませんが、そういった現実のぼんと行く問題をここでどう消化しながら、現実近づけながら実現可能なものにしていくかということも考えていくべきなのかなと、そんなことをまず感じていますが。

神野委員長

どうもありがとうございました。

この破綻法制の問題や、それから私の方は政治音痴なんでわかりませんが、推進法がどう進んでいくのかという問題に乗らなくいけないと思えますね。

それどうするか。先ほどこの本委員会を開く前の小委員会でも、やや問題が、そういう議論がありまして、破綻法制などについても、一応中間報告で私たちが出しているのとは全くというわけでもないけれども、方向性が少なくとも違ったものが形成される動きになっていると。

北川委員

ということと、もう一つスピードですね。

神野委員長

そうですね。

北川委員

議論していた中で、中間報告出していただいた中で、この場面が想定さ

れていたかというところでもないと思うんですね。一気に来ちゃって、ぼんぼんとあるとき突然　これは私の考え違いですかね、そういうイメージなんです、私は。大臣が突然出されてきて、今までも総務省は極力言っていたとおり、こうあるべきだという表現があったけれども、これは本当にそうだったかなというのは甚だ唐突な感じがしました。

神野委員長

委員の皆様、ここで何かございますか。関連してよろしいですか。

事務局の方から補足して動きやなんかについて説明してもらうことは特にありませんか、破綻法制の動きやその他について。

事務局

一つ事実といたしまして、今言われましたように、大阪府債が埼玉県債と二重ベースですか、0.2ポイント発行、別々に交渉したことによって2.0%と1.8%で違ったというのは非常に地方としてはショッキングな事実でございました。

あと、政府側の動きといたしましては、総務省の中で研究会をつくって議論をされておられるようでございますが、最近の報道で見ますと、いわゆる債務調整と申しますか、債権カットということについては、やや否定的な方向が打ち出されるような方向が少し出てきていような報道はございます。

神野委員長

まだまだなかなかまとめるのに苦労しているという理解でいいんですよね。というように伺っておりますが。

北川委員

恐らくそうでしょうね。だけど、それでいいのという感じで、もう地方債の発行をとりやめるところもどんどん出てきていますしということですよ。

ここで議論しているのに、突然現実の方がぼんぼん早く行っちゃったというようなことになって、しかも、ちょっと失礼ですが、国はまとまっていなと。そして新しく内閣が発足するという状況の中で、信頼関係といえますか、そういうふうなことは原則必要だという感じがしました。

神野委員長

関連して先ほどの点で、文言修正は何かございますか。

山下委員

よろしゅうございますか。

もしも今のようなことがこの委員会で話題になるのであるとすれば、ちょっとやはり何か言わなければいかんのかなと私は思うところがありますので、果たしてこの委員会で議論する材料なのか、あるいは我々はもっと未来に向けた構想の話をするのか、そこらのことはあるとは思いますが。

ただ、今せっかく北川委員がおっしゃいましたので、私なんかもあれを見ていて、ちょっと観点が抜けているんじゃないのかなと私なんか思いますのは、やはり地方債の金利というのはだれが払うものなのかと言えば納税者が払うものなわけですね。ですから、納税者が払うものなわけですから、発行する地方団体としてはできるだけ自分たちに有利な条件で発行できるように一生懸命努力するのは、これはそういう意味では団体交渉をして、市場側といろいろやっていくという、これは僕は合理性がある話だと思って見ていたわけです。労働組合が団体交渉で使用者側と労働条件を交渉するような話と僕は同じように見ていたわけですが、どうも今言われている話は、それをばらばらにして、散り散りにして、しかも個別に地方債のロットを、すごく小さなロットをてんでばらばらに出すという話になってしまいますね、今の動きでは。今まで引き受け側が引き受けやすいように、またそれをまとめて流通界で取り扱えるように、それは引き受け側の要望を踏まえながら団体交渉してきたわけでございますから、そういうところをてんでばらばらにして、それでめいめい勝手にやりなさいというのは、僕は納税者にとってはマイナスだと思っております。それによって金利を獲得する投資家の方はいいのかもしれないけれども、だれが払うんだということを考えていただかなきゃいけないだろうと。そのポイントなしに、ただ単に資本市場のところへ、てんでばらばらに出て行って、そこで交渉するというのは、これは賛成しがたいと私なんかは思っております。

例えば、ここがそういうことを議論する場であるとすればですよ。ただそういう議論をする場ではないんじゃないかという気もちょっといたしまして、ただ、北川委員おっしゃるような物事の進め方がこんなことはおかしいんじゃないかという議論であれば、大いにこの委員会でも議論する話かとは思いますが、中身についてはちょっとある意味ではテクニカルな話が多過ぎるかなという気もいたしますので、やり方の問題がおかしいんじゃないかという議論ぐらいまでかなという気はいたすのでございます

けれども、ちょっと余計なことを言ったような気も。

北川委員

私も、だから出していいのかどうかという議論ですけれども、ただ事実がぼんぼんスピードアップして、勝手にどんどん行ったら、ここにいるなことを考えるときに、我々が本当に共有税まで含んで、みんなで全体的にやろうというときに、一方でどーんとそっちが進んだからどうかなというので、ここで議論するかどうかというのはご議論いただいて、まな板に乗せるか乗せないかは自由でということです。

堺屋委員

すみません、ちょっと驚きなんですけど、自治体の自主を尊ぶという意味では、その自治体の準備ができていたかどうかは別として、ばらばらにして競争させるとするのは当たり前なので、それに反するというのは、全くおかしい話ですよ。ここでずっと議論してきたのは、自治体の自主性を重んじるわけだから、下手な自治体は納税者がどんどん負担を受けるのは当たり前なんです。それを下手な自治体も上手な自治体も一緒といたら、自治体の自主権をなくするというですから、今のタイミングがどうか、やり方がどうかは別として、目指す方向としては自主だと思います。

それで、明確にしてやらなければいけないのは、自治体が下手だったら住民はどういう負担を受けるか、これが今の住民によくわかっていないのですよ。本来、自治体が下手な経営をして赤字になったら、住民の持つ不動産価格がゼロになって、それによって負担を受けるというんです。だから、自治体の経営はあなた方の納税もありますけれども、不動産価格が減って、子供たちが就職できなくなりますよという、これをはっきり教えてやらなければ、私は、この0.2%の差が出たのに大阪府民がそれほど騒いでないのが非常に驚きなんです。だから、やはり今の大阪府の執行部、前の執行部、ずっとこれは大変な責任があったんだよとみんなが言うようにすべきだと思うんですね。それが下手な自治体も上手な自治体も同じだったら、自治体の自主権というのはなくなってしまふ。これは非常に危険なことだと思う。そうしたら、結局、国にお任せということになるので、そこはタイミングとか、やり方とか、手続とかという問題はあるとしても、方向としては絶対そうだと思いますけれども、どうですかね。

北川委員

私もどちらかという堺屋さんの考え方に近いんですが、スピードとか

やり方とか突然起こってきて、そして国はばらばらで、大森先生がストレートに言われた、もうやめていくからとかいう中で、いいのかねというところは、やはり本当に分権で、いよいよ住民自治に入っていくような二期目に入るときに、やはり私は国の決意というか、そういう意味合いが強くてという意味で申し上げます。

大森委員

今の議論はいいんですけれども、私は堺屋さんが言っているのが正しいと思うんですよね。

ちょっと思い出話で恐縮ですけれども、当初、自治省はこの地方債の許可制度に手をかけるつもりはなかったんじゃないかと思っているんです。それで、中間報告の段階と第一次のときは、全体としてはできるだけ地方債の発行環境みたいなものを整備するという議論だったんですけれども、第二次勧告のときに踏み切ったんです。それで踏み切りまして、原則としては許可制度は廃止すると。一種の護送船団方式の最たるものだと思うものですから、これは廃止すると。廃止するんですけれども、政府のお金を借りる場合は、いろいろ政府の方のご都合もあるから、少なくとも協議をして合意つきにしましょうと。その以外のものについては、自治体とちゃんと考えて発行するようになるんだと。

今振りかえると、第一次地方分権改革の最も重要な改革はこれだったんじゃないかと。ただし、地方債の仕組みというのは、それだけ単独だけでは運営していませんので、地方交付税制度、その他いろいろなことと連動しているものですから、それだけは切り離せないんですけれども、やはり私は借金について、自治体がきちっと内部の運営を考えながら、世の中でもある評価がされるように運営するというのが本来の自治の姿なので、この改革は私は正しかったんじゃないかと。

ただし、その間、いろいろ財政債権期間は猶予するということになっていまして18年から入りましたから、自治体側がそういうことが来るということについて、もうちょっときちっと自覚的でなければいけなかったんですけれども、来てみて初めてわかったんです、今回のように。いいことだと。明らかにいいことが起こっているんじゃないかと。

ただし、比較的大きなロットでできるところはいいんですけれども、小規模のところはそう簡単にいかないものですから、いろいろ配慮はいるんですけれども、大きな道筋としては、地方債は自由化の方向に向かっている

くということは、分権改革の一環としては正しい道筋なので、これはしばらくの間はこれをきちっと間口にするということでもいいんじゃないかと。

今後、余り我々がこれを心配だどうだということはないんじゃないかと私は思うんですけれども。

北川委員

逆に言うと、だからここの検討委員会でそういう議論が、私ちょっとご無礼していたから、小委員会とか何かであれば、私も基本的にそういうことに賛成なんです。事実、やはりお願いしていかないといけませんねと。それにしても、トータルで本当に交付税の問題とか、今までの公共事業を特例したことを一体どうなるのかということなんかが、やはり丁寧にやっておかないと危ないねという心配をして、ここの委員会でどう議論するかというだけの話で、より効果のある方法とかということで、おまとめいただいたらなというような思いがあったから申し上げたと、こういうことです。

神野委員長

許可制は一応廃止して、そして合意が必要としない協議制に移ったわけですので、しかしそれはどういう仕組みで移すかということについては、定かに決めてなかったわけで、議論してなかったのも、それはどうするかというのはこれから。

北川委員

厳しくなることがあるでしょうね。

神野委員長

堺屋委員、一応、小委員会の方でご報告いただきまして、本当に感謝をいたしております。

それで、前回、その内容をご紹介させていただいた上で議論をしてこういう意見が出ておるのですけれども、先ほどの続きで、堺屋委員の目から見てこの論点、あと2回やりますので、抜けている論点とか新たな論点、ちょっと加えていただきたいと思います。

堺屋委員

まだ十分この論点整理を読んでおりませんが、まず地方自治体というものがどんなものであるかというのが、一般国民に十分知られてないような気がするんですよ。というのは、何となく国の出先機関という感じで、分権という言葉も国に権利や権力があってという感じがしますけれど

も、どういうものか。例えば、今の議論でもそうですけれども、地方自治体が赤字を出して、そうしたらどういう被害を住民が受けるのかという住民と地方自治体のつながり、こういうものを明確にした上で、したがって財政はこうであると。だから、国から押しつけられた仕事をするというのは、住民だけが負担するんだという意識を十分持たすような書き方が必要だと。

それから、あとの方に出てきます寄附の問題ですけれども、私は、地方自治体はもっと寄附集めに全国を駆け回るべきだと思うんです。現在、日本の個人の寄附は年間2,000億円ぐらいですね。アメリカは20兆円ぐらいですね。仮に日本の経済規模がアメリカの半分としたら、10兆円寄附があるわけです。10兆円地方自治体に寄附があれば、社会教育行政のかなりの部分、文化教育行政のほとんど全部が寄附で賄えるんですね。

実際欧米で見ても、美術品購入費なんていうのは全部寄附ですよ、日本だけついていますけれども。そういう各自治体の関係者が、その出身者でも、全然関係ない人でもいいから寄附を集めて歩いて、競争ができるようにする。うちに寄附してくれたら名前を表彰しますよとか、名誉市民にしますよとか、子々孫々大事にしますよとか、そういうようなことができる状態がいいと思うんですよ。

だから、自治がいかに自由になるかということからまず発想して考えていく。そのことは道州制についても非常に大事なところで、道州制になって、これが今の発想ではどうも国の出先機関ごとの規模で収集するような話をしてありますが、それがいいのかどうか。そして、そのときに国の出先機関との関係はどうなるのか。中国やカナダ、ドイツみたいに、全部の機関が道州別になっていて、道州に下ろさないで各省の意見が通らない、そういう仕掛けがやはり必要だと。そういう自治体の性格を決めて、その次に共有税とか、あるいは出し手の議論、例えば豊かな地域は貧しい地域に出してやらなければいかんという調整税の問題が出てくると思うんですね。やはりそこまで突っ込んだ報告が必要だろう。

それで、一方、恵まれないところは、東京にいる豊かな人に寄附を求めて歩けるような、そういう仕組みも必要だろうと。

何よりもやはり自治体というものと住民というものの利害関係の直結を、それがあってこそニア・イズ・ベターということが言えるので、直結しているというところをはっきりしたい。それでは、やはり今の債権の金利の

問題も出てくるでしょうし、あるいは各種社会保険の金額の問題も出てくるでしょう。その辺をやはり明確にしていくことから説き起こすべきだと思うんですね。

神野委員長

今日でなくても構いませんが、今のお話を少し具体化した提案としてご発言いただくと、最初に申し上げましたけれども、今回は筋書きなき進めておりますので、ありがたいと思います。

ほかいかがでございましょうか。どうぞ。

青山委員

堺屋先生のお話、私も最もだと思ふんですけれども、もう一つはこういうことがあるんじゃないかと思ふます。中間報告からの流れで、私は中間報告からの流れは正しいと思っていますけれども、基本的に一つの問題は、努力しても税財源がないという町がありますよね。努力しないのに税財源があるという町がありますよね。それを同じように市場原理にさらしたときには、非常に不合理な結果になるという問題がありますよね。

だから、例えばさっきの地方債の話の延長だと思ふますけれども、現実に既に発行時の利率よりも、流通利回りになると実際もう変わってきているんだから、それにあわせて団体交渉をやめるよという流れがありました。大阪と埼玉の場合はわかりにくいんですけれども、そのままそっくり市場にさらした場合には、一生懸命行革するんだけれども、そもそもが税財源がないので高い利率を求められるというのは、やはり不合理というか、不正義、不公平、不公正ですよ。

ということは、先生がおっしゃるように、基本的には住民の受けるサービスと自治体のありようというのが、それは大原則ですが、その上に立って、さっきの地方債の話でいけば一番わかりやすいと思ふますけれども、どういうふうに信用補完をするかという問題ですよ。だから、一つには税源移譲という問題があるだろうし、税源移譲でなければ共同発行機関というものもあると思ふますよ。幾つかの町が集まって、あるいはそこにみんなのお金を入れて共同発行機関、そこである程度市場に弱い自治体をブロックするという機能も部分的にはあるような気がするんですよ。

つまり、これは何を言っているかと言ったら、私は日本の国の形として、稚内でも石垣島でも、山の中の村でも、孤島であっても、ちゃんとした自治ができる、ちゃんとした努力をすれば、ちゃんとした自治ができる

というベーシックな部分をきちんと保証するんだということだと思うんですよね。だから、それをそっくりそのまま市場原理にさらすことはやはり間違いだらうなというふうに思います。市場原理から目を伏せていけるはずないし、市場原理とどういうふうにつき合っているのかという問題だと思うので。

つまり、これは地方債のさっきのずっと言われている問題と、それから財政調整制度をセットで考える必要が絶対あるということだと思うんですよね。

堺屋委員

今の問題の一つは、最後に言われた地方財政調整、これは出して、恵まれたところは他の府県、地域に一定の金額を出す。例えば、所得5,000万円以上の人の累進部分の2分の1は出すとかね。あるいは、容積率400%以上の固定資産税の2分の1は調整税に出すとか、そういう調整の話が一つなんですよ。

そのときに、今この議論で避けているのは、出す側の話を避けているんですね。だから、東京は相当の金額を地方調整税に出すべきだということがないと、どんどん税源を分けていったら、東京ばかり豊かになるのは目に見えているわけですね。

だから、やはり東京はこういう基準によって地方調整にお金を出さなきゃいけないよというのがないと、この話はまとまらないのが1つ。

もう1つは、3つあるんですが、2つ目は、いろいろなことが国の縛りで自治体が自由にできない。だから、自治体のよさ、例えば離島や山岳地帯の自治体が、そのよさを、利点を発揮できないことがたくさんあります。例えば、ある種の施設、例えばごみ処理なんかは引き受けます。そのかわりに高いお金をとりますよとか、あるいは水源税をとりますよとか、そういうような方法も認められれば、各市町村が自分で財源を絞り出すことができる。

例えば、アメリカのインディアン特区なんか見ればすぐわかるんですが、どのような特権が与えられてできているか、いろいろありますよね。東ドイツの特例とか、いろいろなところでそういう特例というか、そこにしかない自由というか、権利が利用されているというようなことも非常に重要だと思います。

3番目、これが一番大きな問題なんですけど、日本は行政ユニバーサルサ

ービスを7つ決めているんですね。それは、警察と道路と電力と基礎教育と新聞配達と郵便と登記登録なんですよ。これは全部あらゆる地域に与えるという。これはなぜ決めたかという、明治のころに、日本は国土が狭くて人が多い。これからはますます人が多くなって、これをどうやって受け入れるかということから、すべて始まったんですね、日本の行政が。そのために、どんなところでも人間の住めるところにはこの7つのユニバーサルサービスはあたりで、今1軒しかないところは、将来、5軒なり10軒になるようにしなきゃいかんという前提なんですよ。

ところが、日本は人口がどんどんふえて、受け入れ地域が少ない、土地が足りない、そして経済は必ず成長する。貿易以外には国際競争はないという明治以来の4つの前提が崩れたんですね、今。だから、行政の質というのを根本的に考えなきゃいけないんです。

だからあるところ、例えばアメリカでもヨーロッパでもそうですが、郵便配達は道路の角までしかしないというのは普通なんです。各1軒戸口までやっている国は日本だけなんです。同じことは、登記が完全にあるのも日本だけ。恐らく、台湾と韓国はありますけれども、ほかは戸籍なんてありません。

それから、基礎教育もスクールバスで集め型で、分校型じゃないんですね。そういう行政の質というものをそれぞれの市町村が選べるようにしなきゃいけない。そうしたら、うちはこういう行政サービスをいたしますよと。それは、プラスの面もあればマイナスの面もあって、そこまで権限の自由化をすれば、先ほどの調整税とあわせて、この問題は解決するだろうと思うんです。それでできないところは、やはりこれからの人口減少の中で人間が住めないところだと思うんですね。そこをきちんと未来の日本というものを見きわめていかないと、明治以来の考え方を踏襲しようというのは、今や無理じゃないかという気がしますね。どうでしょう。

青山委員

公共サービスに松竹梅とあった場合に、ろくに自治体がなくても、自治体をつくらなくてもやってもらえるのが梅のコース、松竹梅といけば一番最低レベルの梅のコース。自治体をつくることによって、松になったり、竹になったりするということですよ。つまり、地方自治体というのは、国が薄くやっているミニマムだけで我慢するんじゃないで、地域の人たちがそれよりももう一段の松とか竹のサービスをつくるために自治体を結成

するんだという原理ですよ、先生おっしゃっているのは。

それは、アメリカの基本的な地方自治体のつくり方で、私もそれはなるほどと思ってはいるし、それは今までの日本の歴史の中でも、上乘せ横出しというのはそういう発想でありましたよね。そういうことの意味というか、やはり意義をもう一度ここで確かめるといふのは必要だと思うんですよ。

そうすると、今度は財政調整制度のことに振りかえてみると、一つは、基準財政でいくと国家が保証するのは、一番の松竹梅の梅、だからミニマム。だけれども、地方が求めたいのはミニマムだけで行けるはずないので、自治によって松や竹にしていくという問題がありますよね。それが自治の原理。

そうすると、今度は基準財政需要額のつくり方が、ただ単に国がやれと言われたものをやるだけのお金を保証するんじゃないで、松や竹までできるようなある種のスタンダード、ミニマムたちのスタンダードを、地方六団体が、我々の日本の地方自治のレベルというのはいくるところにお互いにいこうじゃないかという水準をみんなが定めて、それが財政調整の全体の内容にすべきではないのかなと思うのが1つです。

もう1つは、東京都の問題をどうするかというのはい、堺屋先生言うのはいもっともだと思ひます。今の地方全体は東京問題を避け過ぎているので、東京も嫌がっています。それで、五輪になってくると新しい財政需要が出てくることもあり、早いうちにもっときちんと議論をしていった方がいいと思ひますが、やはり大事なのは、東京とちゃんと議論していくということだと思ひます。

ただし、そのときに地方税の中だけでやりとりするというだけでなく、もいいような気がするんですよ。税制を変えてやる、じゃないと、私も東京都民ですから、何で私のお金がいそちに行っちゃうのというストレートな不満も起きかねないので、やはり税制だとか財政調整の財源も見直していきながら、財政調整というのはい地方全体の問題だといふふうにするこは必要なんじゃないのかなと思ひます。

裏を返せば、今の地方交付税制度は、不交付団体になると、地方交付税のステークホルダーでなくなっちゃうといふのはやはりだめで、不交付団体になる東京都も、この財政調整問題に深く関心を持って、ありようを関与するといふことが必要だと思ひるので、そういうこも含め、東京問題を

もっとみんなが真剣にやった方がいい。

もっと言えば、東京だって東京の事情があって、五輪をやるやらない以前の段階で、東京は非常に高齢化する町ですから、ほかの町に比べて。これから東京の都市更新のためのお金もうんとかかるんですよ。そのことも地方の人たちはわかってあげた方がいいと思うし、東京の人たちは崩落していくような地域の実情もわかってあげた方がいいと思うし、そういうお互いにわかり合える場所をやはりつくる必要があるんだと思います。

堺屋委員

今のお話の中で、松竹梅というのではなしに、梅は保証するとして、ある分野は松なんです。他の分野は梅なんです。隣のところはまた違うところが松なんです。だから、水準は国が定めた水準を満たすんじゃなしに、うちはこのサービスはやりますけれども、このサービスはやりませんと言えるようにしないといけないと思うんですね。

私の親しかった人が住んでいた、ドイツのベルキンリードというニーザーダキセンの町というのは、鉄のカーテンのど真ん中に囲われたようなところで、非常に一般の産業は少ないんだけど、それを利用して情報を遮断できる産業を起こして、非常に発展したんです。西ドイツで、1人当たりの国民所得が一番になったんですが、それはやせる病院みたいなのをつくって、そこへ入ったら俳優だろうが、政治家だろうが、絶対に情報が遮断できる。ぐるりと全部鉄のカーテンで橋一本しかつながっていないという、そういう特殊な条件をつくって収入を上げたり、それから熱心に寄附を集めに回ったり、そういうことをしたんですね。うちならできるといふことをやはりすべきだと。

だから、梅の方は非常に低くしておいて、それぞれ特徴ができるような、それをできるような人をまた市長に選ぶとか、あるいはコンサルタントにつけるとか、そういうことが必要だと思うんです。

それからもう一つ、東京の問題で言うと、よく言われる過去からの補助金というのが膨大なんですね。例えば、銀座線が早くできていたから、今の160円で乗れるとか、あるいは700円で高速道路に乗れるは、前のオリンピックのときにつくったからだとかね。地方はこれからつくろうと思ったら物すごく費用がかかるわけですよ。そういう東京が先行したがゆえに得している部分がやはりあるというのを説得する必要がある。

それともう一つは、やはり国の機関が物すごい金額を東京に落としてい

るわけですね。そういうことをどうやって中和するか。だから、それは今の消費税をどう分けるかとか、税源移譲している中で、こういう税源は地方に与えるけれども、それは調整税に半分出すとか、そういう仕組みを描く必要があると思うんですね。

確かに、将来、東京の問題というのはあるかもしれないけれども、これまでに積み上げた東京の利点というの相当大きいと思いますよね。だから、当然、そこは調整するか、もしくは東京の都心部だけ国直轄のワシントンみたいにして、そこだけ別だと。

だから、私も千代田区の住民だけれども、5万数千人が反対したら日本中のビルが困っちゃうようなことになっているわけですね。だから、東京都心部は別にするという方法もある。それは、道州制の一つの考え方だと思います。

それから、東京で利益が上がって、東京にこれだけビルが立っているのは、あらゆるところの工場や地方の人が働いた成果がここへ集まっているわけだから、一部は調整税に出すような税制の仕組みをつくってしまうというのも一つだと思うんです。そういうことを含めて、競争条件のある程度自由化と平準化をするという、そういう自治体の仕掛けが必要だろうと思うんですね。

だから、まず自由化をして、そのときに平準化をどうするかという議論をやはり避けないでしなきゃいけないのでしょうね。

神野委員長

ありがとうございます。

赤崎委員、いかがでございましょう。

赤崎委員

また後で。

神野委員長

いいですか。

では、あとは坪井さんの方から。

坪井委員

今の議論で基本的に論点もほとんど出ていると私は思っているんですけども、この間の自民党の総裁選挙で、安倍さん、今度総裁になりますけれども、地方交付税の財源の部分で、それこそ神野先生がおっしゃっているような地方の法人住民税みたいなものにして、消費税は外に出した方が

いいんじゃないかみたいなことをおっしゃったりしている時代になってきているものですから、今、堺屋先生がおっしゃったようなことを具体的に提言できていけば、非常に私は有効だと思うんですが、反面、この間の総裁選挙を振り返れば、安倍さんは分権に関してほとんど何もおっしゃらなかったという現実もありまして、この委員会で11月の末までに具体的な提言をしていこうといったときに、それはある意味で、臨時国会の法律が出るだろうという前提で物を言っていました。なかなかひょっとしたら出そうにないなという現状の中で、テンポをいろいろ考えなくちゃいけないなと思うんですが、税金の話はある意味でどんどん神野先生なんかも発信されている部分、広がってきているというのは実感としてありますから、今、堺屋先生がおっしゃったようなこと具体的により提言していければいいなとは思っています。

神野委員長

ありがとうございます。

工藤委員、いかがですか。この間の発言から言うと、一番最初に持っていった方がよかったのかもしれませんが、1のところは薄いかなと、つまりなぜというところが。ちょっと含めてご意見あればいただければありがたいのですが。

工藤委員

この間、結構言っていますので、その中で僕の言うことは大分尽きているのですけれども、ただ今の話は、僕から見ると経営の規律というか、経営の意識を自治体にどのように整わせるかという話でして、僕は、多分、堺屋さんの話はかなり先が見えているのかなという気はしていますね。

さっきのユニバーサルサービスの話も、僕も最終的にはそれをちゃんと守れるところと、守れないけれどもそこに住みたい、自然がよくていいところだからという形に多分、最後はなっていくのではないかと考えています。ずっと先まで行けば。そのぐらい今の地方自治体の行財政はかなり厳しいし、一方でその規律が働かないようなシステムがあり、住民がそれを自分のものとして考えないような状況が今あるわけです。その問題をどうやって突破するのかということが、やはりどうしても問われていると思います。

だから、なぜここまで来て、分権といったことが盛り上がらないのかということが、僕はやはりずっと頭から離れない思いなわけです。

さっき寄附の話もありましたけれども、ただ一般の市民層というのはかなり地域で動いているのは事実です。今、インターネットの社会でもいろいろな議論の舞台が広がって、いろいろなところも参加するという動きが出ていまして、エネルギーは新しいコミュニティを求めて動いているのに、それがその市民なり、自治体というところに大きく結集しない問題というのは、やはりどうしても考えなくてはならない。

それから、さっきの金利で乖離が出始めた地方債の問題ですけれども、僕はその話を知らないんですけれども、以前、ムーディーズと結構議論したことがあります。地方債の格付けをやる時に、国が最終的なラストリゾートになっている方が格付が高い、という話でした。

昔は金融機関でも同じような現象があって、つぶさないという状況があり、つぶれないという状況がある限りは、やはりラストリゾートがきちっとした方が格付が高いと。こんな自立とは関係はない状況があるわけです。つまり、努力しなくても国の管理下にあるところが格付が高いという、その構造が多分今の地方自治体の厳しさや破綻法制そのものの動きの中で始まり、ぐらついてきているんだと思うわけですね。それが今の金利差になってきていると。

これはある意味で経営の規律なり自由化はもう始まってきているというふうにとらえなきゃいけないと、その制度設計を僕は急がなくてはいけないと思っているんですね。

だから、多分経営をさせるためには、市民などを巻き込んだ自治体のあり方から、道州制なり基礎自治体の問題、二層制の問題を含めて、その道筋も含めてですね、何か安倍さんは3年以内に道州制の道筋をつくるとか言っていましたが、その段階に来ているんじゃないかという気はします。

青山委員

さっき堺屋さんのお話のユニバーサルサービスにかかわること、今、工藤さんもおっしゃって、これは非常に悩ましいというか、私は思うんですけれども、ちょっと情緒的に考えれば、我々も取材の中で幾つか知り合った人たちがいて、山の中で、確かに昔は、例えば中国地方なんかは三八豪雪でどっと過疎が進んだところがたくさんありますよね。その前までは豊かな農村だったのが、本当に今苦しくなっちゃった過疎地がありますよね。でも、行けば、しっかりみんな田畑を、米をつくって、いろいろな努力をしているわけですね。確かにそういう地域は高齢化率が45%とか50%

ですよね。

こういうところから、もう君、住めないよと、人口減少社会だから住めないよというようなことを本当に言っていいのかどうかというのはあるんです。工藤さん今言われたけれども、ラストリゾートは国だと言っていましたよね。そののところを、国だってももちろん限界がありますから、都市と農村の交流の仕組みも含めてですね、地方六団体、地方側は、まずそのところを保証していこうかと。それはお金ばかりじゃないはずなんですよね。都市との交流だってあるかもしれないし。それを余り冷たく言うのは、ちょっと私は引かかるものがかなり多いんです。人口減少社会だから、もうこの地区からあなた住めないんだよというふうに言うことはできるのかなというよりも、それはできるのかできないのかわかりませんが、今の現実で見れば、この季節はもう稲刈りですけども、しっかり集落つくっていますよね。その人たちが住むなって、情緒的な言い方かもしれませんが、私はちょっとだめですね、それはやはり。私はそこまで言えないと思います。

堺屋委員

住むなということじゃないけれども、こういう公共サービスは、これだけのところしかできないよというのは言うべきだと思うんです。例えば、新聞配達は10戸未満のところはできないよと。だから、10戸以上のところに取りにくるか、そうでなければ新聞はインターネットで見ろよということと言わないと、いずれ行き詰まると思うんですね。

逆に言うと、10戸未満、2軒か3軒のところを高齢者だけ住んでいるというのは危険で、私の情緒からいうとそっちの方が危ない。雪下ろしのできないところの家ががらっと落ちてくるあの音を聞くと、やはりここに住まわせておくのは怖いなという気がするんですね。だから、はっきり雪下ろしは自治体でできない、そうしたらやはり道路もできないところがある。電力会社もできないところがある、新聞配達もできないところがあるというのは、やはり出てきてしょうがないんじゃないかという気がするんですよ。それでもそこに住んでおられる方々が協力して、では新聞少年を雇いましょうとか、あるいは地域の消防みたいに、そういう地域サービスを自分たちで結成しましょうとかいうならいいんですけども、それを他の地域の税金で永久にやるというのはどうかという気がするんですね。

青山委員

おっしゃることも全く私はそうだと思うんですけれども、まさにそのところの仕組みをどうするかというのが、地方自治そのものじゃないかと思うんですよね。例えば、あるところはケアハウスみたいなものをつくって、おじいさん、おばあさんを田畑に通わせるという手もあるかもしれないし、それはぎりぎりまでそこに住まわせるようにするとか、とにかくそれは地方自治の営みそのものだと思うんですよ。それが、そういうことが国の形としてどこまで下支えをしておくのか、あるいはそれを政策としてするのか、一般財源をきちんと与えてちゃんと考えるよと。つまり、今みたいなことから目をそらしている限りは、分権改革は人々から信用されないということなんですよ。地方自治体がそういう現実から目をそらす、あるいは今みたいな公共サービスの撤退競争をしているかのような状況になってきたときに、納税者の人たちは地方自治体が頼りになるとは思えなくなってきた。そういうふうになってくると、どんなに霞が関や永田町で旗振っても、日本の地方分権改革は動きませんよね。

だから、今みたいな、ちょっと話がずれているのかもしれませんが、そういうところの自治をきちんとできる、まさに自治の営みじゃないのかなというふうに私は一方で思うんです。それをある程度国として基盤を支えるということが必要なんじゃないかというふうに思います。

堺屋委員

私は全く逆で、地方の自治体の運営が下手だったら、病院も閉鎖になります、図書館も閉鎖になりますという現実があったら、これはしっかりした市長を選ばなきゃいかんということになる。どんな人がやっても同じだと言ったら、みんな地方自治から興味がなくなる。だから、アメリカは格差が大きいですから、物すごく地方自治にはみんな熱心ですよ。日本は格差がないものだから、だれが市長になってもいいだろうというので、知事さんの投票率も3割ぐらいになるところがありますよね。アメリカは絶対そんなことはない。

だから、やはり地方自治は、地方の経営者は、その人たちの努力、我々の努力でよくなるんだというのが自助の延長としての自治なんです。やはり、私は今、自治は自助の延長になるべきであって、国の指揮下に入るべきではないというのは大前提だと思うんです。

そうしたら、やはりいい市長を選んで、いいやり方をやって、自分たち

も協力して寄附を集めてきたらよくなるよと。例えば、軽井沢というのは、割合、今財政はいいらしいんですが、そこは寄附集めに何をしているかと言ったら、大賀ホールをつくった。個人の名前をつけるのは今禁止なんですね。大賀ホールを、19億円大賀さんという人からもらうために、大賀ホールという名前をつけます。普通は固有名詞をつけちゃいかんということになっているんですが、そのためにどうしたかと言ったら、大賀というのは一般名詞であるというので、道路を大賀にしちゃったんですよ。それで喜んで大賀さんは19億寄附した。だから、大阪もそうすべきなんですね。御堂筋を松下通りにするとかね。というようなことをして世界中からお金を集めるというような、そういうことと、そんな名前嫌だということならなしでいいけどということを選べる方がいいと思うんですよ。

国が何々、国が何々と言っていると、住民が自治から、自治体なんて大したことないと思われたらやはりよくない。だから、できるだけそこははっきりした方がいいと思うんですね。

神野委員長

堺屋委員がおっしゃっているのはこういうことでよろしいでしょうかということなんですが、私たちの生活は、市場から購入する私的財とそれから公共サービスで成り立っているとして、市場で、公共サービスがない状態でいろいろな地域に、山奥に住む人もいれば、いろいろな労働市場の関係や何かを、あるいは地域の自分の能力や何かを考えてさまざまところに住んでいますと。そのときに、公共サービスでその地域の生活を梅の部分ですね、梅の部分は必要ですよと。

ただ、梅の部分も全国一律に同じ梅ではないはずだと、それぞれの地域の生活が多様なんだから、梅の部分も違うでしょうと。したがって、先ほどからおっしゃっている調整税みたいな形で、梅の部分はそれぞれ各地域ごとに異なっているのだから、つまり工夫してやりなさいと、こういうふうに理解していいんでしょうかね。

堺屋委員

もっと正確に言いますと、梅は非常に低いレベルでこれは全部一緒なんです。

神野委員長

一緒、画一なんですね。

堺屋委員

だから、例えば治安ぐらいは全部共通でないと、殺人事件を調べませんという地域は認められないと思うんですね。だけど、新聞配達なり郵便配達になったら全部やるかどうかは差が出てくる。道路になっても差が出てくる。あるものは非常にサービスしますよ。例えば老人が多いから老人医療はサービスしますが、新聞配達はできませんよというところがあってもいいんですよ。一番水準の低い梅はもっともっと低くていい。あと、それぞれの地域が知恵を絞って、自分のところの特徴を出して、それでこういう人を、若者が来てほしいか、老人が来てほしいか、こういう人を呼びますと。老人が来たら、介護保険とか健康保健を持ちますからというような仕掛けをそれぞれがつかれるようにした方がいい。それでもやはり全然住めない地域は広がってくるでしょう。日本人の居住地域は、縮小するだろうとは思いますが、これは人口の縮小と高齢化でしょうがない。そういうような、自治が自分で決められる範囲がいかに広いかが一番大事なことです。

それで、最小限のところは地方調整税みたいなものをもって、地域が相互にやはり持つべきだと。その1つとして、過去の補助金の分散、過去からの補助金の分散ということも考えられるんじゃないかと思うんですね。

青山委員

さっき堺屋さんは正反対だとおっしゃったけれども、正反対かなと思うときもあるし、違ってないんじゃないかと思うところもあって、ちょっと私も整理ができないんですが、なるべく生産的な話にしなきゃいけないと思っているんですが、一言で言えば、自己責任を問うなら自己決定権も与えるということですよ。そういうことですよ。

そこは、それが最も大切なところで、例えば一生懸命努力しようと思っても、例えばいい首長が来ようとも、だれがやったらこんなひどい、ちょっとしかお金がなくて、自治できるかよと、どんなに優秀な人が来ても、だめな場合がありますよね。ただ、そこには自己決定権ができるようなものをちゃんと保証するということですよ。そこは全然違っていませんよね。

堺屋委員

自己決定権が一番大事なんですよ。

青山委員

例えば、ちょっとこれは語弊があるかもしれませんが、意外と一般財源比率、自主財源比率が多い町ほど財政規律は緩いということもあるんですよ。依存財源が多いところほど、いろいろ縛られまくっていますけれども、みんなちびちび使っているということもあって、だから何と言えればいいのか。

とにかく、問題の核心は、底割れさせていいのかどうかということですよ。どの町に住んでいても豊かな自治ができるようなことをみんなで保証し合う。

堺屋委員

豊かな自治は無理でしょうね。だから、梅は最低限なんです。それからあとは特色を自分で決めたらいいんですよ。

青山委員

豊かな自治と新しい国の形を求めてなんです。

堺屋委員

豊かな自治という意味では、物的に豊かじゃなしに、決定権で豊かだという意味なんです。だから、物的にみんなが豊かになるというのは無理だと思う。警察ぐらいはみんな認めなきゃいけない。日本だったら登記はしましょう。だけど、あとはそれぞれの地域で勝手に決めたらいいでしょう。そのかわりに、その地域はいろいろなことができる条件を与えましょう。寄附をとりたいということがあったら、祭りの寄附みたいにどんどん張り出す市町村があってもいいんですよという感じなんです。

現実に、外国を見るとそういうのはたくさんあって、工場がなくなったらあとは映画俳優に売ってというようなところもいっぱいありますよね。日本では、例えば県庁を映画俳優に売って劇に使用させるなんてことは日本ではできないんですよ。そういうような縛りがあるから、これを全部自由化したら、それはいろいろなアイデアが出てくる。それでいよいよいけなくなったら、どこかに合併してもらいにいくんです。ということだろうと思うんですよ。

工藤委員

多分同じことを言っているんじゃないかと思います。やはり自由というか、いろいろな個性が出るという形がやはり理想的だと思うんです。

僕がさっき気にしていたのは、要するに住民がそのコストということを

きちっと実感できなきゃだめだということだけをただ言っているだけなんですね。いろいろなサービスはみんな求めているんだけど、そのコストというのがここにかかっているんだなということがわかる形というのが非常に重要で、そうでなければ、やはり自己決定という、住民がそれを選ぶという形にはときにわからならないわけです。

さっきのどこかのおじいちゃん、おばあちゃんが山から下りて来いと言えるかという話なんですけれども、それは言わなくてもいいですけれども、ただ、例えばあるところを維持するためにこれぐらいコストがかかっているということは知るべきだと思うんですね。もしかそのコストを負担できないんだったらみんなで負担するか、助け合っていこうかとかいろいろなことの選択肢が出るんだけど、いろいろなことには社会的なコストというのはいっぱいかかっている、それが全くわからない形で何となく賄われているというのは一番よくない。

それから、上乘せでいろいろなサービスがあったとして、それに対してもコストがかかっているわけで、みずからがそのサービスを選んだのであれば、その負担をそれだれが負担しているんだろうと思うのが普通だと思うんですね。

だから、そういうふうな思考の回路を今つくっていかないと、本当の自立とか経営という概念になっていかないのではないかとこのことを言いたいだけです。

山下委員

実際、お話をそれぞれしているときの言葉で、どの辺を考えているのかがどうも人によって違う気がいたしますので、なかなか議論するのは難しいような気もするんですけれども、今、堺屋先生おっしゃった梅というサービス水準について、例えば私なんかであれば、義務教育あるいは今の時代であれば高等学校の教育を受けられる、これは私は日本においては梅だろうと思うんですね。あるいは、自分の地元で生活保護を受けざるを得ないような状況になってしまった人がいた場合に、それを国からの負担金を含めて地域社会の中で支えていく、これも僕は梅だろうと思うんですね。

ですから、そういうものまでまさか寄附を集めてやりなさいということになると、これは私はちょっと賛成しがたいなと。寄附の話でいいますと、私もいろいろな地方勤務しておりますけれども、例えば県立の美術館に地元のお医者さんがいろいろ集めていた絵画を寄贈なさっているとか、こう

いったことは随分、既に日本でも各地で行われておるわけでございます、そういう点は、これは寄附があれば、それは美術館がなくても死ぬことはないですから、我慢はできるかもしれませんが、よそを見に行くこともできますから、それは確かにそこまで梅だとは私は申しませんけれども、やはりそのあたりのどのあたりを梅と考えているかというのが、やはり人によって大分違うかもしれないなというのは、ちょっと聞いていて思いました。

それからもう1点、事例として、青山さんが問題提起されたのは、どちらかという山間部みたいなイメージの話をされましたのであれですけれども、今現在の日本の各地の状況というのは、そんな大変なところより、もっとごく普通のありきたりの町だと、普通の町だと我々が思っていたような町ですら、中心市街地がシャッター通りになっているというような問題があちこちで起きてしまっているのではないかと。このことを私は非常に心配をしております、そこら辺のことを頭に置いてもし議論するとすると、そのあたりに暮らしてきた人たちがここではやっていけないということにもなってしまうたら、じゃどうなるんだということになるんですね。

そうすると、例えば大都市にどんどんまた人がやってこなければいけないことになる。そうすると、東京の、今でも私、通勤地獄で、こんなところに人間を住まわせていいのかと思うような東京の状態だと、私は今でもそうだと思っていますけれども、そういうところにさらに人が来るようなことになる、例えば途上国の大都市に見られるようなスラム化、あるいはアメリカでも大都市でも昔からダウントウンというのはほとんど荒廃したり、いろいろなことが起きているわけでございますけれども、そういう問題というのが起きてしまうのではないかと。その辺のことを私どもは考えながら制度設計があるんじゃないかなという気がいたしております。

それから、ちょっと堺屋先生のお話とむしろ共通するお話なんですけれども、堺屋先生、過去からの補助金ということの前のお話とおっしゃいましたように、今もちょうどおっしゃいました。これは私はまさにそのとおりだと思っておりますのですが、その過去からの補助金の場合に、やや突飛な言い方ですが、私は江戸時代からの補助金だというぐらいに、むしろ堺屋先生なんかにも賛成していただきたいと思うんですけれども。

江戸時代というのは、確かに行政的にはかなり各藩の自治があったかもしれないませんが、お金の動きという面で見ますと、これは参勤交代、そして

藩主やその家族は江戸にいなきやいけないというようなことで膨大なお金が結局地方の藩が江戸経費として使わざるを得ない状態になっていたわけでございますし、それ以前に、家康が天下普請でこの町をつくったときに、私は今、ありがたいことに千代田区の神田駿河台で働かせていただいていますけれども、日本の今の富をつくっているような地域、日本橋とかそういった地域というのは神田駿河台の神田山を崩して、そして今日、台地になる程度にあそこを低くして、その土を持って行って、東京を埋め立てて今日の世界に冠たる経済の中心地をつくったわけでございますが、その負担は家康公は命令なさっただけであって、実際には各藩が「お手伝い普請」という、今の日本でも使いそうな極めておもしろい言葉遣い、中央政府として巧妙な言葉遣いで、各藩の負担によって石高千石に1人という「千石夫」という仕組みで、各藩が負担をして江戸の町をつくり、ですから銀座なんて名前になる前には、出雲町なんて名前の町が銀座にあったわけでございますね。

だから、そういう時代からの補助金、つまりこの東京という都市そのものをつくった基盤そのものが、もうその時代から、地方からの補助金であり、それが過去からの補助金として今日伝わっているというのが江戸の町であり、東京の町なんだということを、できることならば、さらに先ほど堺屋先生おっしゃったことにつけ加えて、ご認識がいただければなと私などは思っておりますので、ちょっと便乗して恐縮でございますけれども、できればそんなこともご認識いただければと思う次第です。

堺屋委員

1つだけ訂正させていただきますと、1980年から今日まで25年間に首都圏の経済文化に占める比重が高まった国は、後にも先にも日本だけなんです。ほかの国は全部地方分権しています。それで、格差が大きい地方自治の徹底しているアメリカでもドイツでも、地方が衰退してはいないんですよ。日本特有の現象なんです。これは地方自治ができてないからで、地方に権限があって、自由にできた方が格差が減るんです。

日本は、中央集権をして、特に情報を東京に集中させて、対面情報しかとらないようにしているから起こっているんです。だから、私は地方にもっともっと自治権を与えたら、それぞれに向いたことを本当に考えてくれるだろうと。今、地方に任せたらだめだ、あるいは国が放っておいたら梅の水準が下がるというのは、地方の方が劣るという前提なんです。私は

逆で、ここは地方に任せたら、例えば消防は東京は公務員を雇ってやっていますけれども、地方に行ったら、みんなの共同消防があるわけですね。そういうことがどんどん生まれるだろうと思うんです。

だから、過保護にしないで、むしろ計画的に突き放して行って、それで自分で得なさい。ただし、今おっしゃった過去からの補助金の面とか、そういうところでは、東京に全国から吸い上げている部分については、税金で一定以上の所得の人の分は配分しますとか、一定以上の機能の分は配分しますとか、そういうような配分機構を決めておいて、その範囲内できるようにする。

でも、最低限の、私は学校なんていうのはよそに行ったらいいと思うし、もっとスクールバスの設定をして、北海道なんかはタクシーで迎えに来るところもあるみたいですが、そういうことは各地域に任せる方がいいんじゃないか。最低限のところができなかったらどこかと合併してもらいより、その自治体はしょうがないだろうと思うんですよ。だけど、逆に200人でも、こういう特徴があって、こういうことをやるから、物すごく収入があるというところも出てくると思うんですね。それはそれでいいんじゃないかという気がするんです。

だから、まず自主権を与えて、そして特徴あること、そのためには住民の方に自治体というのは自分たちのものだということをどうやって思ってもらうか、これが大事なところだと思うんですね。

赤崎委員

大変有意義なお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

今、我々がこうして議論をやっておりますけれども、国か地方かという2つの極で話をしているわけです。ところが、地方はまさに千差万別なんですね。

そういう中で、我々がこうしていろいろな基本原理とか、あるべき姿とかというものを議論をした、それを、千差万別でいろいろな基盤の違う地方にどのように受け入れられるようなものを最終的につくっていくかということが、僕は非常に大事だし、また難しいことだろうと思うんですね。

今もお話ございましたように、いわゆる住民が決める、住民が選ぶ、あるいはまた自主決定こそ地方分権の基本だということですが、我々地方は、特に住民の皆さん、今まで百何十年そういうことを経験したことがない、またそれとは全く別の反対の生き方を今までしてきた、そういう

人々にその大事な皆さんが自治は選びなさいよと、あるいはみずから決めなさいよということはどういう形でわからせ、実践をさせていくかというのは非常に難しい。しかし、これは最終的にはそこまでいかなければならないことだろうと思いますが、それをどういう過程を通してそこに到達せしめるかということが非常に私は大事なことだろうと思います。

それから、今、非常に競争の原理とか、あるいは市場原理とかということが言われておりますけれども、先ほど申し上げたように、その競争の基盤になるものが地方はまさに千差万別ですね。競争をさせるにはやはりある程度競争の基盤になる基本的なもののレベルをそろえて、その上で競争をさせないと、全く力の違う、競争の基盤の全くできていないところに競争をやらせて、これは勝負は目に見えていると私は思うんですね。しかし、それも将来やっていかなければいけない、そういう方向しかないわけですが、それをどういう形で地方の皆さんが受け入れられるような、納得されるような方法として考えていくか、具体的な施策をやっていくかということが非常に大事なことだろうなと思います。

だから今までの、この前もちょっと申し上げましたけれども、先の三位一体の改革は、地方からそっぽを向かれてしまった。地方は不満を持ち、むしろこれはもう我々が考えている方向とは逆だなということで、ある種のおきめを持っている。今度はやはり地方になるほどというふうに思わせて、そして地方がみずから参加を積極的にしてくる、そういう地方分権にしていくには、どうするかということが私は大事なことであると思います。私は今度が残された最後の機会だろうと思いますので、そういうことについて、我々としては考えながらやっていかなければいけないのではないのかなと思います。

ある意味では、先ほど青山さんがおっしゃった気持ちと相通ずるものを私も持っておりますけれども、しかし、将来を考えると堺屋先生が言われるような方向でなければならない。その間のギャップ、考え方のギャップ、時間的なギャップというものをどういうふうにして埋め合わせながら、我々の結論、方向を見出していくかということを考えなければいけぬのではないのかなと、そういう気持ちがいたしております。

北川委員

赤崎委員さんのお話もわかりますけれども、地方で、これは冷たいねという第一期の改革、これを感じていらっしゃる方も随分多いですね。だけ

ど、このチャンスととらえてというのを、つい最近も私、ウルトラ過疎の町を3日、4日、学生連れて行っていたんですが、やはりそれなりに知恵が出ているんですね。創意工夫ということに本当になっていますから、立ち位置をどちらにするかということだと思っんです。だから、今まで交付税等々で地域のサービスが維持されているというのがそれなのか、あるいは自分たちが自主的に選ぶときに、山下さん言われた美術館の問題もそうなんです、その地域行ったら、なかなかいい美術館があるわけですよ。ただども、指定管理者制度的なことで、もう全部住民がやってくださいよということになっているわけですね。窓の拭き掃除なんかも、住民が積極的に、おらが町のプライドだとかという、そういうことに持っていけないと、やはりあれもない、これもないということで、この何十年間かで、戦後で見ても60年間で作りに上げてきたプライドとか、そういったことをきちっとやるということは、私はできていくのだろうと思います。

したがって、その立ち位置は、堺屋委員の言われるのは立ち位置に立たれて、そしてそこからどうするかということですね。最初から交付税措置が全部あるんだよと、ナショナルミニマムはあるんだよという前提で立つのか、そうじゃなしに、一遍ゼロにして、そしてもう1回まちづくりというのはどういうことかというプライドが出てくるのが、実はとても重要な問題でございますねと。

だから、その町が予算がいっぱい、潤沢にあらうがなかりうが、一回白紙に戻して、立ち位置をどちらにするかというところから、これはスタートした方がいいような気がするんですね。そしてその上で、市場に参加できない人をどうやってカバーできるかとかということは、やはりこれはデモクラシーで考えるべきところは幾らでも出てくると。

だから、スタート台をどこにするかということかなという気がして、本当の過疎のところは、随分やはりここ5年で進化したということもまた言えるんじゃないですかね。そう思います。

神野委員長

坪井委員、何かございませんか。

坪井委員

非常に有意義な議論の中で、住民と自治体の直接の利害関係をはっきりさせるといふ視点を目的の方に置くのか、「How to」の方に置くのかというので議論が行ったり来たりしちやっているんじゃないかというの

が若干引っかかっている、今は例えば「Why」の方の論議を締めましょうという進め方をすれば、もっと違う意見が出るのかなという気がするんですが、手練子になっちゃっているという気がして、私が一番、直接の利害関係が住民と自治体がわかるというのが基本の基というか、肝心かなめというか、それがあれば、自主決定権が持てるだろうし、そうじゃない発想にもなるんだろうしというふうに行くと思うんですが、言葉で言うのは簡単なんですけれども、どうやって直接わかるんだよというのが具体的に何も出てこないの、ちょっとわかりにくいなという気はしています。

北川委員

ここにNPOがかなり取り上げられておりますよね。それは確かに、これは一つの段階で重要ですけども、地域の住民の皆さんが全部がNPOにならなきゃ住民自治なんていうのはないわけですよ。だから、そういう方向で我々は努力をすべきだというのが、僕は一つの結論でもあると思います。そこをだんだん順番に具体化していけば、二元代表制の地方議会のあり方は一体どうなるのかということところへおのずと進んでいくベースができるというふうに僕は考えています。

神野委員長

大森委員、何か。

大森委員

もう随分いろいろ言ってきましたのでお聞きしていたんですけども、今のお話だと、一応、今日出ているペーパーだと第二期の地方分権改革と言って、小委員会の方でも少しその議論があったんですけども、だから99年の一括法と、それから問題は、今のご発言だと三位一体改革についての評価が相当自治体から見ると、あれが改革かと思われているんですけども、少なくとも第一次分権改革は、自治体の方からあれが問題だったと言われる筋はないと私は思っています、むしろ実は第一次分権改革の持っていた意味をすべての自治体の方々はもうちょっときちっと考えてもらいたいと思うんですよ。そのことが第二次分権、今回の私どもが打ち出すうちで、単に国と都道府県、市町村の関係だけじゃなくて、住民自治の話が出てくる最大の理由は、これは今出ている現象かもしれませんが、やはり自治体のガバナンスが問われている最大の原因は、住民自治が徹底してないからなんですよ。

だから、第一次分権改革の成果をもしそれなりに実現して、人々がなる

ほど分権改革をやったらこういうふうになるものだということをするためには、現在の制度だってできることが山ほどあるんじゃないかと。

そのことと、それから今までのご議論はほとんど官のシステムを変えない限りできない話ばかりなんですよ、ほとんどが。自治体は、結構全国行きますと、それほど大きなことじゃないかもしれませんが、やはり第一次分権改革を契機にしていろいろなことをやり始めていますので、従来と比べたら随分、堺屋さんが言っているように、国が頭脳で、地方は手足だというふうに思っていないから、自分たちで物を考えて、何とか工夫してやろうとする機運は生まれていますし、ささかやながらそういう試みが行われていますから。東京で見るほど地方が停滞しているわけじゃなくて、いろいろ工夫し始めているんですけれども、もうちょっとそれが具体的に住民との関係でわかるような努力がいるんじゃないかと思うんですね。

それは、今回、私どもが打ち出すときに大事なポイントの1つで、しかし、だからこそ分権改革をやるべきで、だから現象的に自治体に任せるとこういうことが起こるからという雰囲気や霞が関に相当濃厚ですけれども、そうじゃなくて、むしろ本格的に日本の国の形を整えるためにも、こういうふうにすれば、こういうふうに変わっていくぞということを、やはり胸を張って堂々と主張すべきではないかと思っていますので。

それで、非常に遠くを見定めるといふ議論もあるんですけれども、そんなに遠くまで私が生きてないものですから、具体的に一步ずつ、大きな方向としては最終的には自己決定、自己責任なんていうことは、もう当の昔から言っていることですから、今さら別に新しいことを言うわけではありませんが、それをどういうふうな制度改革と、どういう具体的な運用でできていけるのかということ、やはりわかりやすく、具体的に実現可能な案として示すということでない、余り遠方まで目指してこんなふうな話だといふ話は、なかなか聞いてもらえませんから、どこかでやはり着地点みたいなものを委員長を含めて考えていただいて、どこかでそういう、しかも次の政権が何を考えるかよくわからないものですから、果たしてこれで分権改革が進めるようにお考えになるのか、これで一段落してしまうのかわからないんですけれども、六団体の方からとしては、こんなもの終わっていませんから、やってくれということになると思うんですけれども、そのことをプッシュするような議論もしなきゃいけないので、余

りそれこそ大議論ばかりやっていたら取り上げてくれませんかから、やはり新しい政権が一步でも分権改革の方に進むような議論もまた同時にしておかなくちゃいけないんじゃないかという感じを私は持ちました。

堺屋委員

大森委員のおっしゃるとおりだとは思いますが、やはり総論の目標というのが、この議論の最初に哲学の議論という話がありましたけれども、総論がはっきりしていて、それに至る段階と両方というか、目標があって今ここというやつを示さないと、場所によって違うでしょうけれども、近畿地方、特に今問題になっている大阪なんか、住民が自治体を我々のものだと思っておらんですな。だから、地方の小さいところに行きますと、市長選挙、村長選挙なんていうのは90%ぐらいの投票率があるのに、大都会に行くときすごく低いでしょう。やはりみんなが国会議員よりも地方選挙に熱心になってくれるような、そういう概念を最初にぱんと打ち出しておくことは絶対必要だと思いますね。

大森委員

たくさん例があるわけではありませんけれども、やはり第一次分権改革に触発されて、自分たちの町と実際の自治体の運営について、従来以上に自治の動きを強めた自治体というのは幾つかあるんですよ。やはりきちっと整えていって。

例えば先ほど来、出ていますように、お金の使い方についても、国に出す費用が数値じゃなくて、本当に住民が、この事業はこういう性質のお金がこういうふうにかかると、これからもこういうふうにかかっていくということちゃんと示しながらやっている自治体も出てきているわけです。それでもなおかつ今の全体の動きを見ると、それで相当程度、僕らから見てもここはなかなか頑張っているなと思うところでも、先ほどの議論で言えば、最低限の仕事ができなくなるんじゃないかという非常に強い不安を持っているんですよ。

ですから、そこは1回チャラにして、どうやって自治は成り立つかということとは言えないことはないんですけども、それは実際にはそういうふうに苦しい中で頑張ってきた自治体を全然激励できないんですよ。そういうところを、つまり私どもが例えば住民自治についても、いろいろお金の使い方についても、住民との関係についても、頑張っているところについて、この方向を目指すならば、これをもうちょっと広めていくなら

ば、日本の地方自治体はよくなれるんだという言い方をとってあげないと、1回全部チャラにして、白地からやれという話は、それはやはりそういう自治体にとっては随分過酷なというか、随分ひどい議論だと映るんじゃないかと思っているんですよ。それは全体とすると、分権改革を推進するような雰囲気を作勢する上で、そんなにプラスになるんだらうかと私は思っている。それが1つ。

それから、これは繰り返し堺屋さんと議論になってしまうんですけども、私は明治以来、近代国家をつくってきて、国民統合を相当遂げていますので、国民統合を全部崩すような話は、多分堺屋さんもされていないと思うんですけども、堺屋さんの議論を聞いていると、相当崩す議論なんですよ、やはり。それはどういう弊害をつくっているかということについて言えば、第一次分権改革も相当議論して、言い出してみたんですけども、やはり私は日本全体として維持すべきということは、相当程度あって、それを崩すようなことを国民は願っているととても思えないんですよ。

ですから、どこかに理想のターゲットがあって、それがこういうものだと描いて、そこに進めというのは、やはり明治以来の、それから戦後ずっとやってきた、すべていいと言いませんけれども、国民統合の現在のあり方について、それを全体でひっくり返すような議論と映るというのは、決して私は分権改革を国民が受容しないんじゃないかと思うんですよ。そこがちょっと気になっているんですよ。ご議論はわかるんですけども、東京問題もわかるんですけども。

堺屋委員

それは大事なお話をしていただいたんですが、日本の国民統合というか、日本国と外国と区別するというのは、猛烈に強過ぎて困っているんですよ、私は。そこが一番ポイントですよ。

例えば、事故が起こっても日本人はいませんでしたと通知したくなるような。それも、ここに日本人は外交の話を知っているというふうに書いている方もおられますが、恐らくドル紙幣で百貨店で買い物できない唯一の国ですよ、日本は。外国へ行ったら、大抵のところではガソリンスタンドから、食堂の定員までドル相場知っているわけですよ。それぐらい日本は孤立しているわけですね。

私は、もうちょっと日本の国民統合よりも、国際化の方に偏っていいと思う。これ以上、国民統合、国民統合で中央集権的になっていくのは余り

好ましくない。

これは移民の問題もそうなんですよね。やはり何か言うと、国民統合、日本主義の、例えば資源でも日本の資本でなければいかんというようなことが言われるんだけど、アラ石掘って何の助けになっているかって、全然なっとらんわけですよ。そういうところはやはりもうちょっと日本人は、自治体から外国につながる部分はあっていいと思うんですよね。そこは、日本が明治以来、がんじがらめの国民統合をしてきたことに、私は行き過ぎたんじゃないかという意識がありますね。

大森委員

それは僕も同じで、だから分権改革の議論をして、もう少しバランスのいい国になったらどうですかと言っていますから、そういう点については、そんなに違わないと思うんですけれども。だから、堺屋さんも別に国民統合を全部チャラにしていいなんていうふうにおっしゃってないでしょう。だから、前から多分ご主張のように、連邦制と現在の間ぐらいとおっしゃっているから、どこかで着地点は、その近辺にあると私も思っていますけれども、やはり住民の方のいろいろ気がかりのこともありますから、余り崩すというイメージではなくて、やはりそれを改革しながら、もうちょっと自治体がいろいろなことをできるような方向に迎えますという、そこはそんなに違わないんじゃないかと思うんですが、物言いがちょっと違うものですから、言語が違うものですから、少しずれているかもしれないけれども、そんなら大きな相違はないかもしれないので、委員長でおまとめになることはそんなに難しくないんじゃないかと。

神野委員長

今日まとめるという必要はないので、次回、あと2回ございますので、この間も申し上げたように、最少公倍数なのか、最大公約数なのかちょっとわかりませんが、まだ筋書きをつくるつもりはありませんので、今日出たご議論をまた次回まとめさせていただいて、また議論を深めていくということにさせていただければというふうに思っております。

そろそろ時間でございますので、皆様もご予定があるかと思いますので、この辺で今日は引き取らせていただいて、事務局の方から連絡事項がございましたらお願いいたします。

事務局

次回は、10月2日の3時からということをお願いいたします。

神野委員長

それでは、次回は10月2日、月曜日でございますが、3時から第10回の委員会を開催させていただいて、先ほど来、繰り返し申し上げておりますように、引き続きフリーディスカッションをしていただくということにさせていただきたいと思っております。

なお、次回、その次、つまり10月13日を予定しておりますのが、その委員会につきましては、各県の知事の皆様方や市町村の皆様方にも、さらに議長さんにもお声をかけさせていただいて、一緒に議論をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたしたいと思っております。委員の皆様方には、長時間にわたりまして生産的なご議論をいただきましたことを深く感謝いたします。

どうもありがとうございました。

- 以 上 -